

令和2年5月定例農業委員会議事録

開会 5月25日(月)午前9時

(欠席委員)鈴木委員、萩野委員、小林委員、深谷(良)委員、
加納委員、近藤(浩)委員、加藤委員、高橋委員
(事務局出席者)野々山(清)局長、野々山(千)次長、水野主幹、
酒井副主幹、山口主事、柘植主事

(傍聴人) 0名

議長：ただいまから5月定例農業委員会議を開催します。

今回は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、農地利用最適化推進委員の招集については、議案に係る地区の委員のみとしております。

また、萩野委員、加納勇委員、鈴木委員から、本日の会議を欠席する旨の届出を受けており、現在の出席委員は、農業委員10名、農地利用最適化推進委員4名です。

議事に入る前に、本日の会議の議事録署名の委員を指名します。

2番、塚崎睦美委員、4番、小河壽久委員、よろしく申し上げます。
それでは議事に入ります。

議長：議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局からの説明を求めます。

【議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま事務局から説明のありました、番号1、番号2、打越の件については、受け人が同一であるため、一括して審議いたします。
この件について、地元の近藤雅俊委員から御意見を申し上げます。

近藤(雅)委員：番号1、番号2については、補足資料左側の所有農地と新たに取得する農地について確認を行い、適正に管理されておりますので問題はないと判断します。

議長：ありがとうございました。

ただいま地元委員から説明がりましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長：御意見等ないようですので、採決に移ります。
番号1、2について、許可することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：全員賛成により、番号1、2について、許可することとします。

議 長：続きまして、番号3、打越の件について、地元の近藤雅俊委員から御意見ををお願いします。

近藤(雅)委員：この件については、同じ内容で3月の農業委員会で審議しておりますので、問題ないと思います。以上です。

議 長：ありがとうございました。
ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長：御意見等ないようですので、採決に移ります。
番号3について、許可することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：全員賛成により、番号3について、許可することとします。

議 長：続きまして、番号4、福谷の件について、地元の林茂実委員から御意見ををお願いします。

林委員：受け人につきましては、この申請地から1.5キロから2キロぐらいのところに住んでみえますので、管理上、問題はないと思います。所有農地には梅が植わっており、適正に管理がされておりました。
申請地については、管理されていない休耕田でセイタカアワダチソウが五、六十センチまで伸びておりました。許可することに問題はありませんが、許可前に一度草刈り等をしていただくように指導していただいて、その確認後、許可をしていただきたいと思います。以上です。

議 長：事務局、よろしいでしょうか。

事務局：これにつきましては、事務局でも確認しており、林委員も言われたと

おり草が伸びている状況にあります。受け人は今後、梅を植えていくという予定を確認させていただいており、梅を植えるに当たっては草刈りをする話も聞いておりますので、草刈り等してきれいな形でお渡しいただくようにお伝えします。以上です。

議長：ほかに御意見等はありませんか。

(質問、意見等なし)

議長：御意見等ないようですので、採決に移ります。

番号4について、許可することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号4について、許可することとします。

《採決結果：議案第5号 全員賛成4件》

議長：議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請の意見についてですが、議事参与の制限に該当する案件がありますので、先に該当しない番号1、番号3について、事務局から説明を求めます。

【議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請の意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま事務局からの説明のありました、番号1、新屋の件について、地元の原田一豊委員から御意見ををお願いします。

原田委員：番号1については、許可をする前に、工事に入っていたため、業者のほうには工事を止めていただきました。

この件を区長と工区長に何か意見はないかと確認しましたが、問題ないとのことでしたので、私も問題ないと判断します。よろしく願いいたします。

議長：ありがとうございました。

ただいま地元委員から説明がりましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長：御意見等ないようですので、番号1について採決を取ります。
番号1について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：全員賛成により、番号1について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

議 長：続きまして、番号3、黒笹の件について、地元の加納勇委員が欠席です。事務局から説明をお願いします。

事務局：番号3について、御説明をさせていただきます。

概要・詳細につきましては、先ほど、事務局から御説明をさせていただいたとおりです。それ以外に、加納委員から欠席の御連絡をいただいた際に、分家住宅をどの要件で建てられるのかという御質問をいただきました。これにつきましては、都市計画法上の大規模集落への接続ということで、分家住宅の建設が可能ということでお答えをさせていただいております。それ以外については、特段問題ないということで加納委員から御意見をいただいております。以上です。よろしくお願ひします。

議 長：ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありましたが、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

林委員：大規模集落への接続という要件で、分家住宅の申請ですが、申請人の親が45年前から黒笹地内に住んでいたことになりましたが、どの辺りに住んでいたか分かりますか。

議 長：事務局、お願いします。

事務局：申し訳ありません。都市計画課のほうには問合せ、問題ない旨を確認しておりますが、それ以上の確認はしていません。

議 長：よろしいですか。

林委員：承知しました。後ほど確認してください。

事務局：はい、確認します。申し訳ございません。

議 長：ほかにございせんか。

それでは、また後で確認して御報告お願いしたいと思います。

御意見ないようですので、番号3について採決を取ります。

番号3について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：全員賛成により、番号3については、適当であると意見を付し、県に進達することとします。

議 長：番号2については、岡本眞弓委員が議事参与の制限に該当しますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

議 長：それでは、番号2について、事務局からの説明を求めます。

事務局：《議案書に基づき説明》

議 長：それでは、番号2、明知上の件について、地元の深谷明良委員から御意見ををお願いします。

深谷(明)委員：御実家の所有地に建築するという事で影響はないと思います。1メートルほど掘り下げるといふ計画の変更を確認しましたが、区長さんも、影響はないということなので、私も問題ないと思います。以上です。

議 長：ありがとうございました。

ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は、挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長：御意見等ないようですので、番号2について採決を取ります。

番号2について、県に対し進達するに当たり、適当であると意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：全員賛成により、番号2について、適当であると意見を付し、県に対し進達することとします。

(該当委員着席)

《採決結果：議案第6号 全員賛成3件》

議 長：議案第 7 号 農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明を求めます。

【議案第 7 号 農用地利用集積計画の決定について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議 長：ただいま事務局から説明がありましたが、全体を通して御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長：御意見等ないようですので、採決に移ります。
本件について採決します。計画の決定に賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：全員賛成により、決定することとします。

《採決結果：議案第 7 号 全員賛成 1 件》

議 長：議案第 8 号 遊休農地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について、事務局から説明を求めます。

【議案第 8 号 遊休農地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議 長：それでは、福田の件について、地元の酒井峰男委員から御意見をお願いします。

酒井委員：5 月 1 3 日に事務局と野々山委員、加藤（英）委員と現地確認をしました、現状は、周りも全て原野、山林です。農地に復元することは無理な状況であるため、非農地判断が適切かと考えます。よろしくをお願いします。

議 長：ありがとうございました。
ただいま地元委員から説明がありましたが、御意見等のある委員は、挙手の上、発言をお願いします。

野々山委員：現地確認したときに、当該農地へ行く取付け道路がありましたが、こ

れについて、3月の農業委員会において所有権移転で許可したため、無道路地になってしまうのですが、その確認は事務局のほうでは行わないのですか。

また、申請者の方の後継者についてもお伺いしたい。もし後継者の方がいて、作付けをやっているということであれば、当該地についても管理を行っていただく等の指示をしなければならないと思われま。後継者もいなくて本人も農業ができないという状況であれば、やむを得なく許可してもいいと思いますが、後継者の確認をお願いします。

議 長：事務局、何かありますか。

事務局：申請者のほうから、後継者も含め、今後、営農が困難であるということから、当該地については農地の再生も困難ということで農地扱いを外していただきたい旨の意向をいただいております。

1点目の無道路地につきましては、通常、転用地周辺の状況についても確認をさせていただいている状況ではありますが、当該地につきましては、3月農業委員会の審査の際、地権者に今後自分で使う予定もなく、無道路地になってもやむを得ないことを確認したということで、聞いております。以上です。

議 長：ほかに御意見等はありませんか。

御意見等ないようですので、採決に移ります。

本農地について、非農地であるとし、その旨の通知書を発行することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：全員賛成により、通知書を発行することとします。

《採決結果：議案第8号 全員賛成1件》

議 長：議案第9号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、事務局から説明を求めます。

【議案第9号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議 長：ただいま事務局から説明のあったことについて、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：御意見等ないようですので、採決に移ります。
議案第9号について、原案どおり決定することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、議案第9号については、原案どおり決定することとします。

《採決結果：議案第9号 全員賛成1件》

議長：議案第10号 令和2年度目標及びその達成に向けた活動計画について、事務局からの説明を求めます。

【議案第10号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま事務局から説明のあったことについて、御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：御意見等はありませんか。
御意見等ないようですので、採決に移ります。
議案第10号について、原案どおり決定することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、議案第10号について、原案どおり決定することとします。

《採決結果：議案第10号 全員賛成1件》

議 長：続いて、諮問に移ります。

諮問第2号 農用地利用配分計画案に対する意見について、事務局から説明を求めます。

【諮問第2号 農用地利用配分計画案に対する意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議 長：ただいま事務局から説明がありましたが、全体を通して御意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長：御意見等ないようですので、採決に移ります。

諮問第2号について、市に対し適当であると答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長：全員賛成により、諮問第2号について、適当であるとして、市へ答申することとします。

《採決結果：諮問第2号 全員賛成1件》

議 長：続いて、事務局から報告をお願いします。

[事務局報告]

事務局：《資料に基づき説明》

ア 令和2年4月分農地転用届出の受理状況について

イ 農地法第18条の解約の通知について

ウ 議案第5号の番号3に係る取消し願について

エ 平成25年11月に許可した住宅建築の事業計画変更承認願について

オ 福田地区農地改良届について

議 長：ただいま事務局から説明がありましたが、御質問等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：以上で予定していた議事等は全て終了いたしました。
これをもちまして議長の職を終了させていただきます。
引き続き、農地利用最適化推進会議を行いますので、議事の進行を事務局へ渡します。

事務局：それでは、引き続きまして、農地利用最適化推進会議を行いたいと思います。
本日、議場に配付しました5月農地利用最適化推進会議の資料を御覧ください。次第に沿って進めさせていただきます。

- 1 令和2年度人・農地プランのスケジュールについて
- 2 新型コロナウイルス感染症に係る持続化給付金について

事務局：《資料に基づき説明》

事務局：それでは、定例農業委員会と農地最適化推進会議のほうを終了させていただきます。
一同、御起立ください。
一同、礼。ありがとうございました。

(閉会午前9時50分)